

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者 各位

藤枝市健康福祉部地域包括ケア推進課長

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業における出張所（サテライト拠点）の設置について

日頃より、本市の福祉行政に御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。
標記の件について、下記のとおり本市における取扱いを定めたため、通知します。

1 指定基準

- (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の指定は、原則としてサービス提供の拠点ごとに行うものとするが、例外的に、待機や道具の保管、着替え等を行う出張所（以下「サテライト拠点」という。）等であって、次の要件を満たすものについては、一体的なサービス提供の単位として定期巡回・随時対応型訪問介護看護に含めて指定することができる取扱いとする。
 - ア 利用申込みに係る調整、サービス提供状況の把握、職員に対する技術指導等が一体的に行われること。
 - イ 職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されること。必要な場合に随時、主たる事業所や他のサテライト拠点等との間で相互支援が行える体制（例えば、当該サテライト拠点の従業者が急病等でサービスの提供ができなくなった場合に、主たる事業所から急遽代替要員を派遣できるような体制）にあること。
 - ウ 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。
 - エ 事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められること。
 - オ 人事、給与、福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われること。
 - カ 主たる事業所及びサテライト拠点は藤枝市内に設置すること。

2 人員配置

- (1) オペレーター
主たる事業所及びサテライト拠点のいずれかにおいて、常時 1 人以上のオペレーターが配置されていること。なお、サービス利用の状況や利用者数及び業務量を考慮し、適切な員数の人員を確保するものとする。
- (2) 随時訪問サービスを行う訪問介護員等
主たる事業所及びサテライト拠点のいずれかにおいて、事業所として必要とされる随時サービスを行う訪問介護員等が配置されていること。なお、サービス利用の状況や利用者数及び業務量を考慮し、適切な員数の人員を確保するものとする。
- (3) 訪問看護サービスを行う看護師等
主たる事業所及びサテライト拠点全体で看護師等の員数が常勤換算方法で 2.5 人以上であること。

3 設備基準

主たる事業所と同一。

4 サテライト拠点の設置に係る手続き

藤枝市役所地域包括ケア推進課へ事前協議を行い、下記の書類を提出すること。

- (1) 変更届出書（第2号様式）
- (2) 付表7
- (3) 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（参考様式1）
- (4) 事業所の平面図（参考様式3）及び写真（外観及び内部の様子が分かるもの）
- (5) サテライト拠点と主たる事業所の位置関係及び距離等を明示した地図
- (6) 運営規程
- (7) 介護給付費算定に係る届出書（別紙3-2）
- (8) 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-3）
- (9) 不動産の登記簿、賃貸の場合は賃貸借契約書の写し

担 当 地域包括ケア推進課 地域支援係
電 話 054-643-3225
F A X 054-643-3506
E-mail chiikicare@city.fujieda.lg.jp